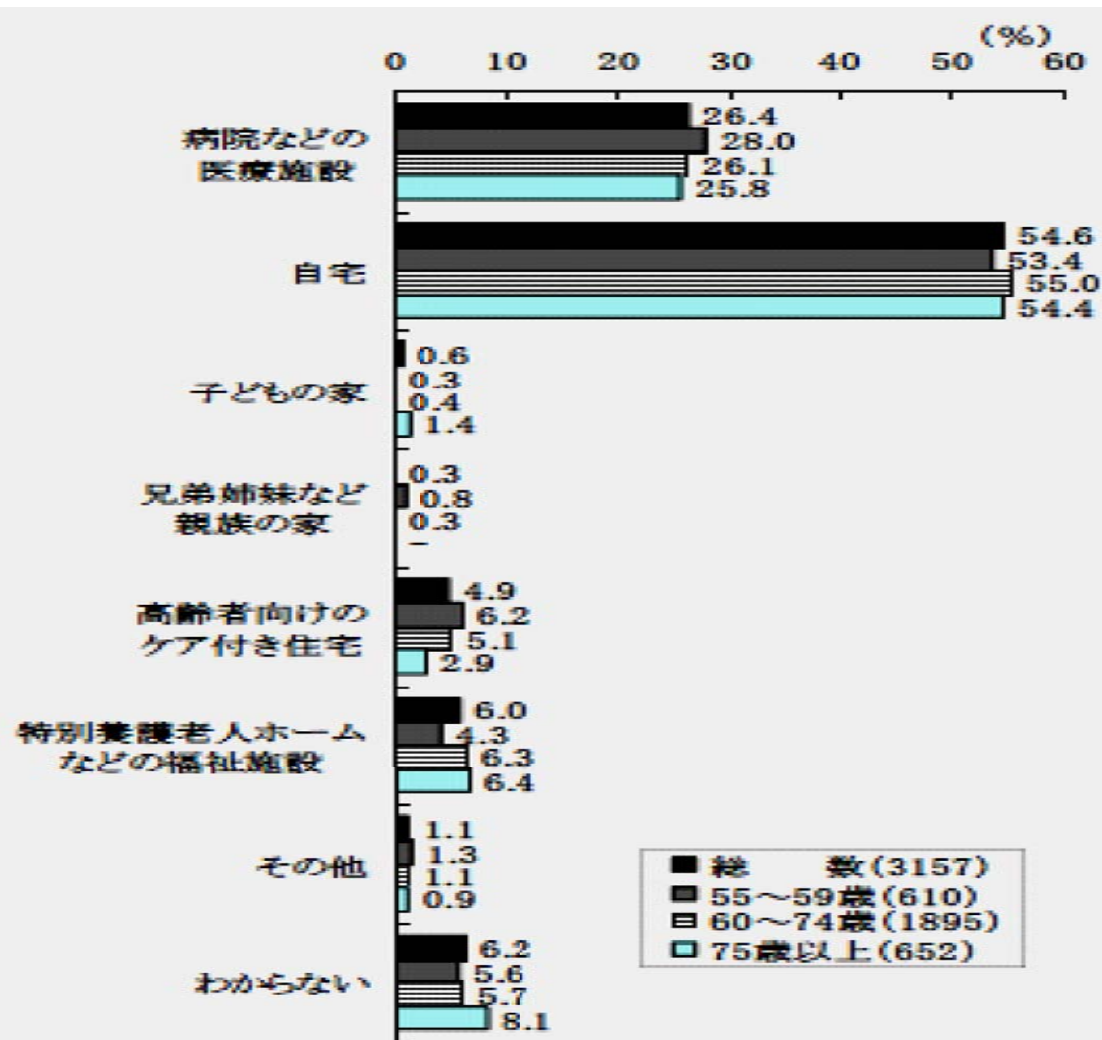


保険者の果たすべき役割について

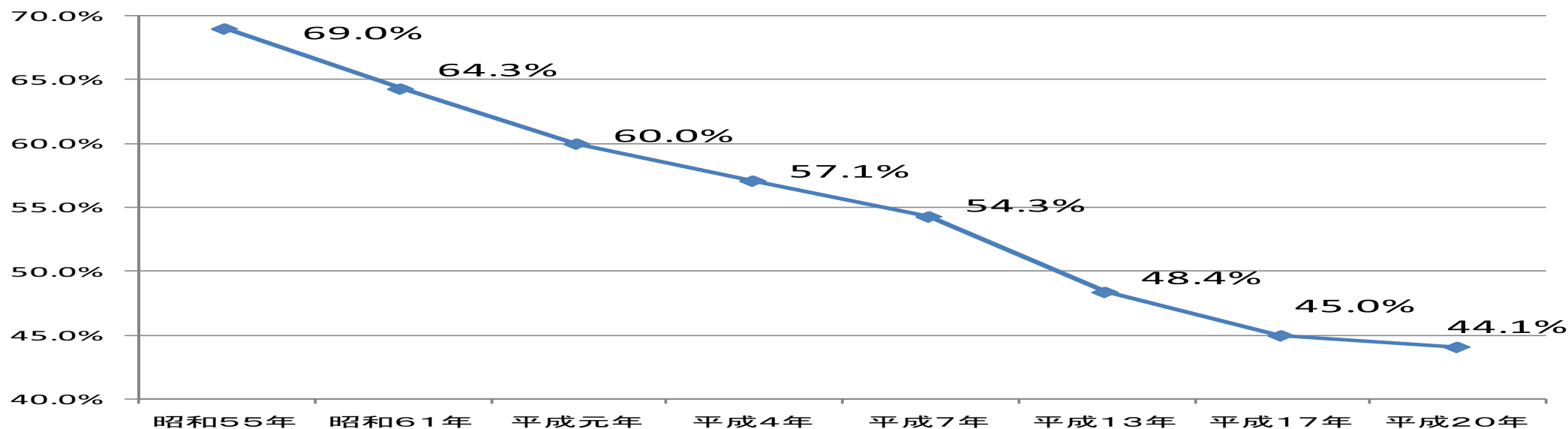
1. 介護保険事業計画の充実と介護基盤 の計画的整備（参酌標準廃止と総量規制）

高齢者自身が介護を受けたい場所

要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域や自宅で生活し続けることを望んでいる。



1. 65歳以上の者とその子の同居率



【出典】国民生活基礎調査（厚生労働省）

2. 高齢者の世帯形態の将来推計

(万世帯)

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
一般世帯	4,906 万世帯	5,028	5,060	5,044	4,983
世帯主が65歳以上	1,355 万世帯	1,568	1,803	1,899	1,901
単独 (比率)	386万世帯 28.5%	466 29.7%	562 31.2%	631 33.2%	673 35.4%
夫婦のみ (比率)	465万世帯 34.3%	534 34.0%	599 33.2%	614 32.3%	594 31.2%
単身+夫婦のみ	62.8%	63.7%	64.4%	65.5%	66.6%

(注) 比率は、世帯主が65歳以上の世帯に占める割合

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計－平成20年3月推計－」

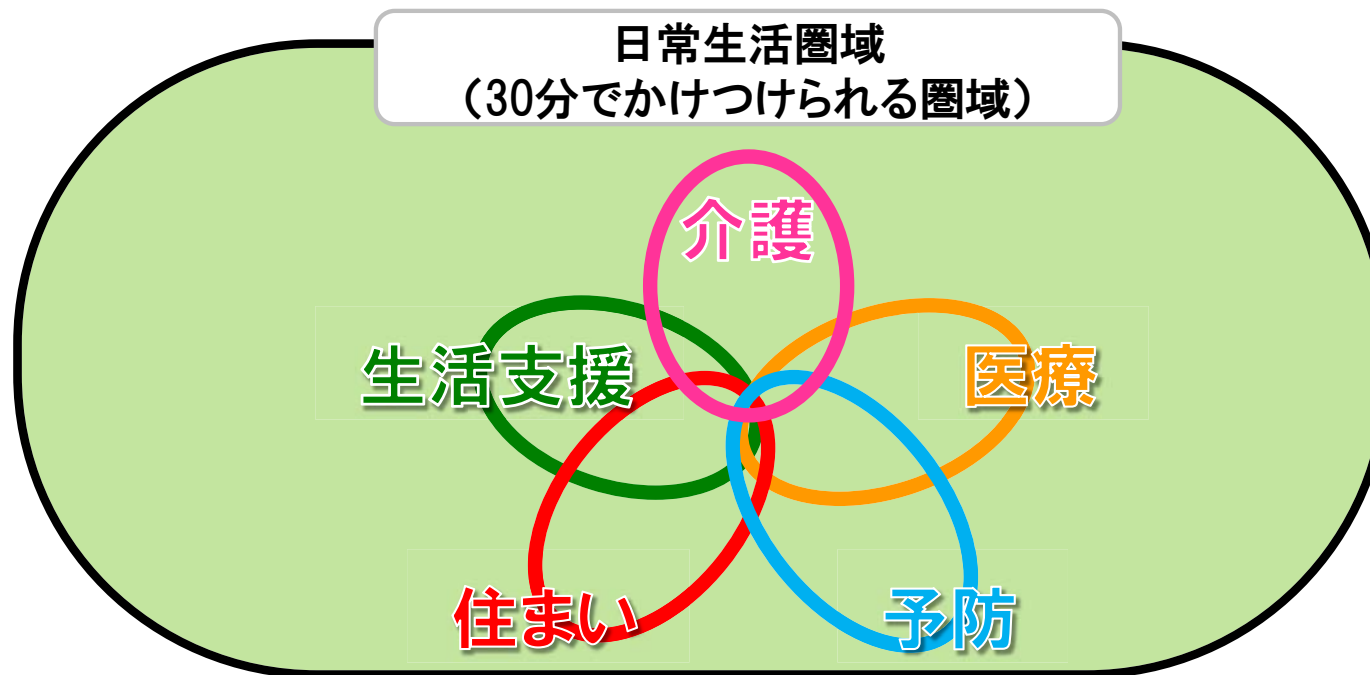
都市部における急速な高齢化

○ 今後、都市部において高齢者人口が増加することが予想されている。

	2005年時点の 高齢者人口(万人)	2015年時点の 高齢者人口(万人)	増加数	増加率	順位
埼玉県	116	179	63	+55%	1
千葉県	106	160	53	+50%	2
神奈川県	149	218	70	+47%	3
愛知県	125	177	52	+42%	4
大阪府	165	232	68	+41%	5
(東京都)	233	316	83	+36%	(7)
岩手県	34	39	5	+15%	43
島根県	20	22	2	+11%	44
秋田県	31	34	4	+11%	45
山形県	31	34	3	+10%	46
鹿児島県	44	48	4	+10	47
全国	2,576	3,378	802	+31%	

「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)について」(国立社会保障・人口問題研究所)

地域包括ケアシステムについて



【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

①医療との連携強化

・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化。

②介護サービスの充実強化

・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
・24時間対応の在宅サービスの強化

③予防の推進

・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

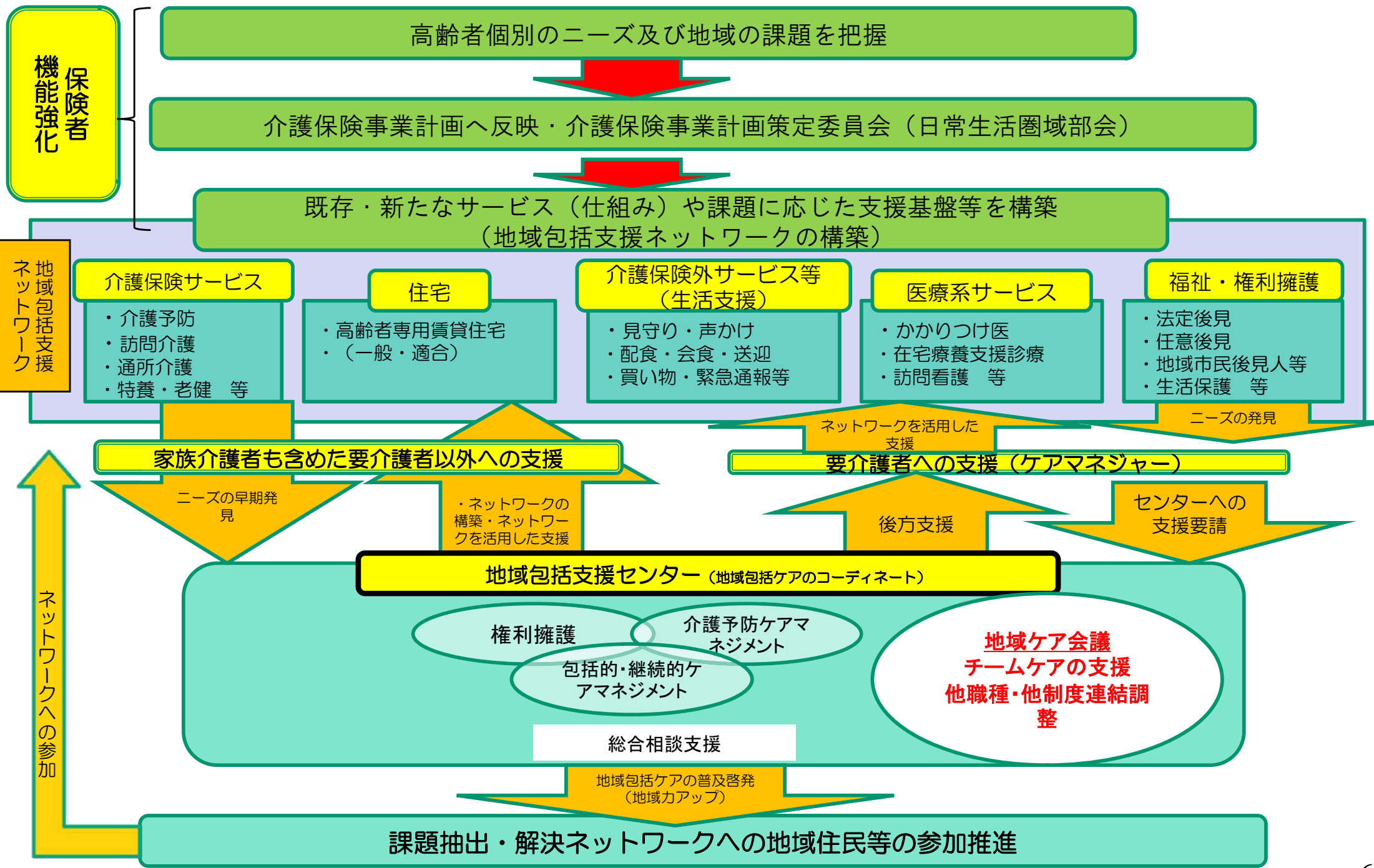
④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進。

⑤高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備(国交省)

・高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備、持ち家のバリアフリー化の推進

地域包括ケアシステムの構築



〈参考〉日常生活圏域サービス基盤のイメージ（都市部の例）

- ・〇〇市 人口20万 高齢化率15% 認定率13%
- ・面積(小型) 人口密度(高)

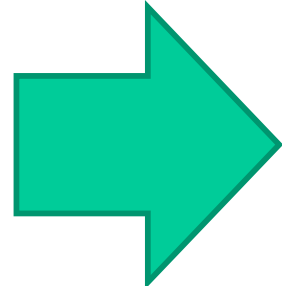
Aエリア

Bエリア
 人口4万人
 高齢化率16%
 認定率12.5%

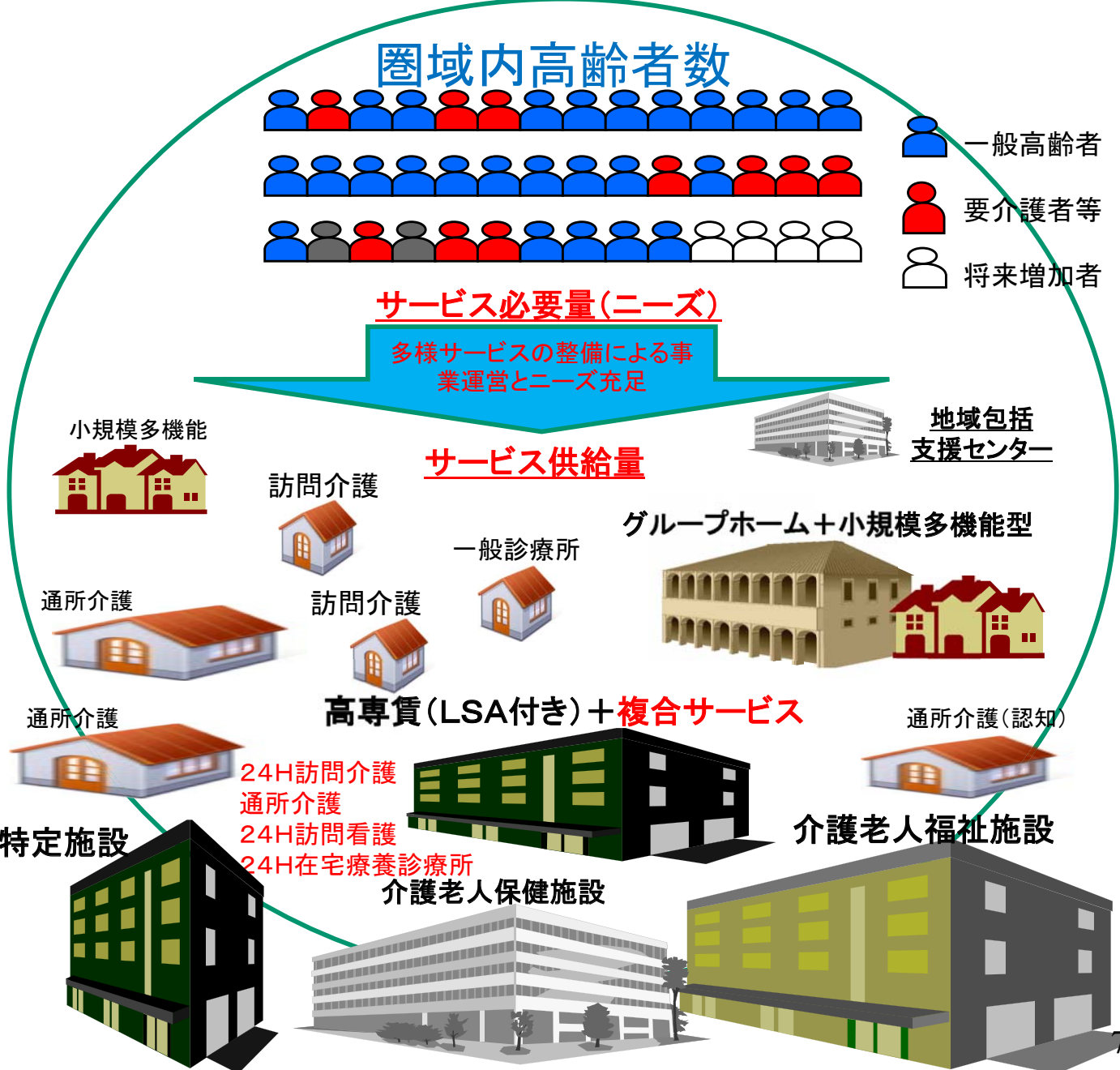
※中高層住宅に高齢化が進展し、一人暮らしも多い
 ※高齢者人口の将来的な伸びは鈍化

Cエリア

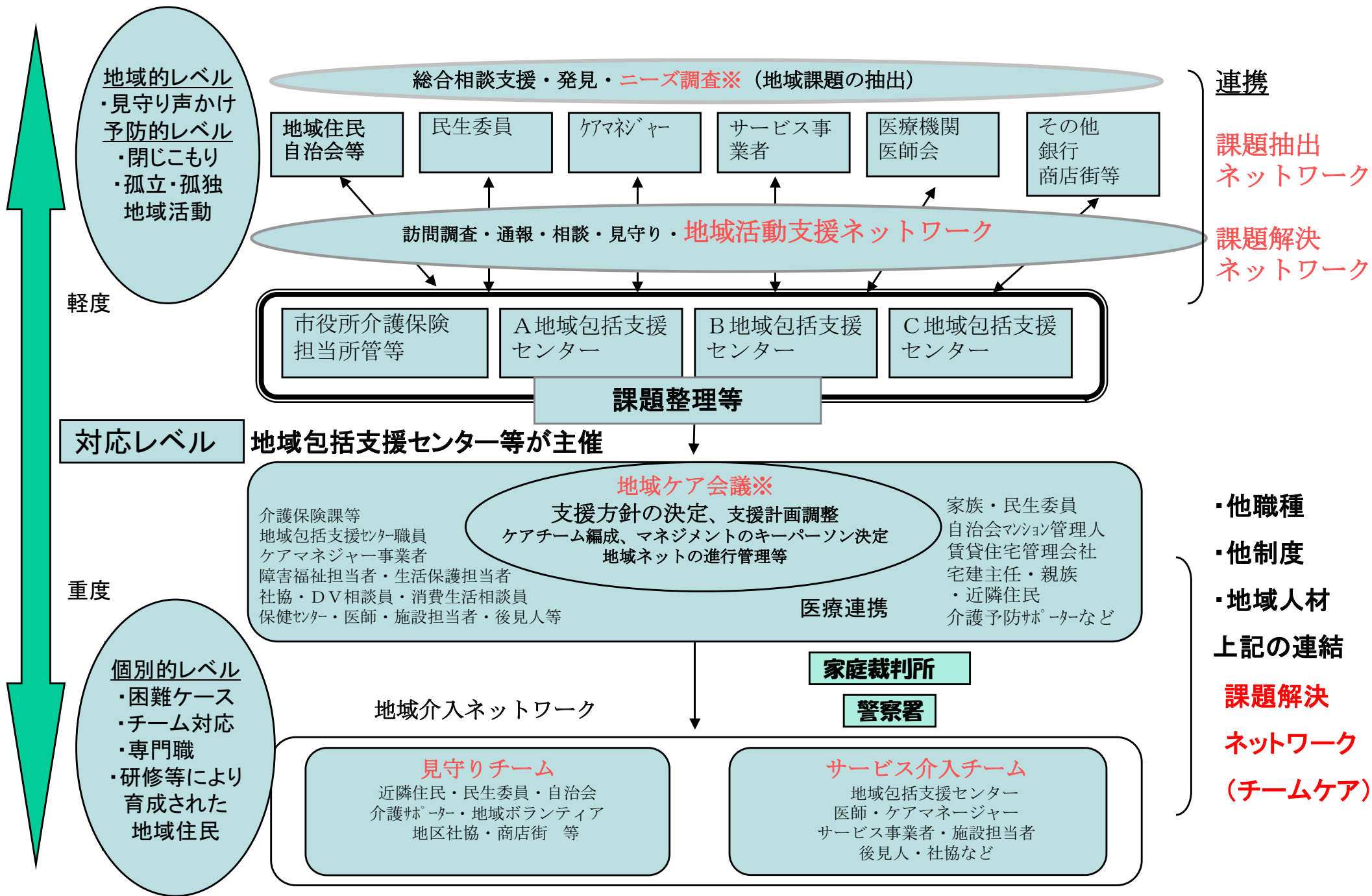
Dエリア



Bエリア 日常生活圏域基盤の例



地域包括ケアの連携フローについて



地域包括支援センターの事業運営体制（イメージ）

市役所 保健福祉部局 介護保険担当課
保険者（地域包括支援センター機能管理担当）

医療

住まい

地域ケア会議（中央）

福祉・保健
権利擁護等

インフォーマルの
地域生活
支援サービス

- A
地域包括支援センター
- ・マネージメントリーダー
主任介護支援専門員
 - ・保健師（ケアマネ）
 - ・社会福祉士（主任ケアマネ）
 - ・主任介護支援専門員
 - ・認知症担当（ケアマネ）

※地域ケア会議

- B
地域包括支援センター
- ・マネージメントリーダー
看護師（ケアマネ）
 - ・社会福祉士（ケアマネ）
 - ・主任介護支援専門員
 - ・介護支援専門員
 - ・認知症担当（看護師）

※地域ケア会議

- C
地域包括支援センター
- ・マネージメントリーダー
主任介護支援専門員
 - ・看護師（ケアマネ）
 - ・社会福祉士（ケアマネ）
 - ・介護支援専門員（介福）
 - ・認知症担当（看護師）

※地域ケア会議

- D
地域包括支援センター
- ・マネージメントリーダー
主任介護支援専門員
 - ・看護師（社福・ケアマネ）
 - ・社会福祉士（ケアマネ）
 - ・管理栄養士
 - ・認知症担当（ケアマネ）

※地域ケア会議

住民に対する地域包括ケアマネジメントの提供

介護保険事業計画に地域包括支援センターの機能を明確に位置づけ

「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者の推計

○ 「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者については、平成22(2010)年では208万人、平成37(2025)年では323万人と推計されており、約1.6倍に増加することが見込まれている。

(単位:万人)

将来推計(年)	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
日常生活自立度Ⅱ以上	208	250	289	323	353	376	385	378
	7.2	7.6	8.4	9.3	10.2	10.7	10.6	10.4

※1 日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態。

※2 下段は65歳以上の人口比(%)

(平成15年6月 高齢者介護研究会報告書より)

※ 第30回部会資料(再掲)